

第8節 都市の美観・生活環境の保全

1. 都市の美観・生活環境の現状

本市は、高尾山や浅川などに代表されるような自然豊かなまちであり、市街地を中心に多種多様な飲食店や娯楽施設などが集積し、日々多くの人に生活の拠点として利用されているまちでもあります。

こうした状況の中、マナーやモラルの欠如から、歩きたばこや吸殻のポイ捨て、放置自転車、違法看板の設置やはみ出し営業が行われるなど、まちの美観が損なわれてきています。また、自然が豊かである半面、害虫や雑草に関する相談も多く寄せられています。さらに、都市化に伴い電波障害などの問題も起きています。

一方で、市民・事業者が中心となって取り組んでいる駅前などでの花づくり事業や、町会・自治会等が行っている地域や河川の清掃活動など、まちの美化活動が活発に行われています。

引き続き、様々な制度づくりや啓発活動などを展開し、誰もが住み良い環境づくりに取り組んでいきます。

2. 都市の美観・生活環境への取り組み

(1) 路上喫煙対策

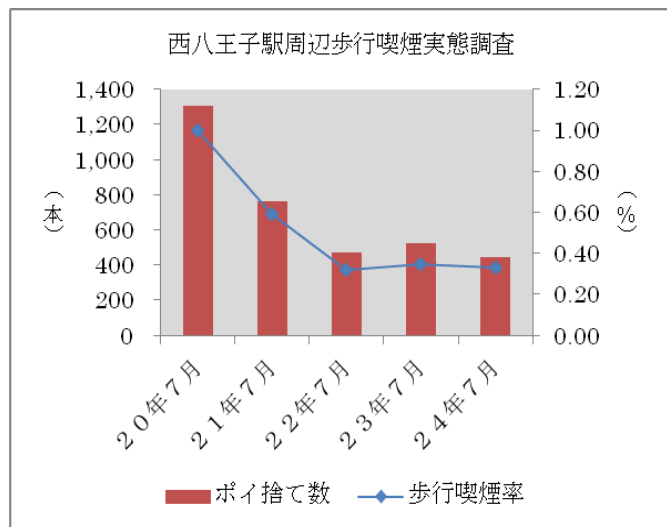
歩きたばこによる火傷の被害などの歩行空間の危険、たばこの吸い殻のポイ捨てによりまちの美観が損なわれるなど、喫煙マナーの欠如による迷惑喫煙が社会的問題となっています。

「八王子市路上喫煙の防止に関する条例」は、市民の皆さんからの強い要望を受け制定され、19年1月1日から市内全域で路上での歩きたばこを禁止しました。その後、歩行者が多く、歩きたばこ等による危険性の高かった八王子駅北口および南口・南大沢駅・西八王子駅・高尾駅周辺を「路上喫煙禁止地区」に指定し、喫煙スポットを除く路上での喫煙行為を禁止しました。

毎年実施している路上喫煙等の実態調査の結果では、各駅周辺で、歩行喫煙者やたばこのポイ捨て数は大幅に減少し、禁止地区指定の効果が見られます。

喫煙者と非喫煙者が共存できるまちにするためには禁止地区指定などの規制とともに、喫煙マナーの普及と向上が必要です。そのため、「喫煙マナーアップキャンペーン」を環境フェスティバルの会場や町会と環境市民会議が中心となり行った北野駅周辺など、計11回実施しました。また、八王子まつりにおいては、日本たばこ産業と協働して実施しました。

今後も喫煙者のマナー向上を図るため、啓発等の活動を継続していきます。



(2) 放置自転車対策

放置自転車は、通行の妨げになるばかりでなく、交通事故を誘発し、災害時の救急や消火活動の妨げにもなるほか、まちの美観も損ないます。

このようなことから、市では、駅周辺の放置自転車対策として、自転車駐車を整備するとともに、放置禁止区域を指定し、区域内で放置された自転車は即時に撤去しています。

また、通勤・通学などで長時間利用される方向けの自転車駐車を整備はほぼ完了したことから、近年は、買い物等短時間利用される方のために、「駐輪帯（歩道上に設けた自転車駐車器具）」の設置を行っています。八王子駅北口周辺では、東急スクエア、ダイエー及びドン・キホーテ周辺にも設置し、また、西放射線ユーロードには可動式駐輪器具を配備しました。今後も引き続き、中心市街地周辺へ駐輪帯の設置を検討していきます。



西放射線ユーロード 可動式駐輪器具(八王子駅北口)

(3) 違法看板とはみ出し営業対策

良好な都市景観を保全するため、電柱や歩道に不法にある立看板、はり看板、はり紙などの捨て看板について、15年7月に「八王子市捨て看板防止条例」を施行しました。特に捨て看板の多かった八王子駅周辺を重点区域に指定して厳しく対応したことや、944名の捨て看板除去協力員と協働して違反看板の除却に努めたことにより、市内の捨て看板は大幅に減少しました。

一方、違法な置き看板などについては、取り締りを強化するため、19年3月に「八王子市生活の安全・安心に関する条例」を改正し、市内全域で公共の場に無許可で看板を設置したり、商品を陳列したりすることを禁止しました。同年6月には八王子駅北口周辺、22年11月末には、南口周辺を「置き看板等放置行為防止重点区域」に指定し、指導を強化したことで違法な置き看板などは大幅に減少してきています。

(4) 美観の保持

市全域を対象に、『美しい八王子をつくる会』が町会・自治会等の協力を得て、毎年実施している町と川の清掃美化活動では、美化意識の向上についての呼びかけを行っており、5月27日(日)は町の清掃を、217団体、14,808人の皆さんに参加いただき、可燃・不燃ごみ合わせて15,150kgを拾い集めました。

また、9月2日(日)の川の清掃では、166団体、6,421人の皆さんに参加いただき、可燃・不燃ごみ合わせて15,730kgを拾い集めました。



川の清掃

(5) 害虫対策

市では、毎年、ダニ、蚊、ハト、ネズミなどの害虫等の駆除相談が多く寄せられており、その数は、年間1,600件を超えています。この中でもハチの駆除相談が最も多く、24年度には、1,288件の相談が寄せられました。このハチに関する相談は1年を通じてありますが、中でもハチの活動が活発になる6月から11月に多く、特に7月、8月、9月の3ヶ月間で約1,000件の相談がありました。

市では、ハチを含め害虫などの駆除は行っていませんが、駆除方法の簡単な説明や駆除業者の紹介、またハチの駆除をご自分で行われる方のために、防護服及び殺虫剤の貸し出しを無料で行っています。

このように、自然環境が豊かな本市には多くのいきものが生息していることから、相談の多いハチに対しての理解を深めていただくため、市民、大学との協働により、ハチ対策冊子「教えて『ハチ博士』」を作成し、事務所及び市民センターなどで配付しています。

また、市のホームページからもダウンロードできます。



ハチ対策冊子

(6) 空閑地の雑草対策

「八王子市民の生活環境を守る条例」に基づき、空閑地の雑草対策として、病虫害の発生や防犯上の観点から、適正に管理されていない土地の所有者などに対して、雑草の除去及び清掃管理などの指導を行っています。

市に寄せられる苦情等のなかでも、改善の見られない空閑地については、地元の町会・自治会等と協力し、雑草対策に取り組んでいます。

(7) 電波障害の未然防止

テレビ放送は、受信機の普及により社会における情報伝達的手段としてきわめて重要な役割を果たしています。

しかし、都市化の進展による高層建築物等の建築に起因する障害や、電氣的雑音などにより、受信障害が発生する場合があります。

テレビの受信障害は、建築物に起因するものが最大の要因となっていることから、建築物による受信障害を未然に防止するため、「八王子市民の生活環境を守る条例」により、原因者による対策を義務付けています。

また、「八王子市集合住宅等建築指導要綱」に基づき高さ10m以上の建築物の建築について事前協議を行い、計画時点における調査等について事前確認を行うなど、受信障害対策の指導を行っています。